

第9回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和7年3月11日（火） 14：00～14：38

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 原子力委員会

上坂委員長、直井委員、岡田委員、青砥参与、岡嶋参与、小笠原参与

内閣府原子力政策担当室

山之内参事官、武藤参事官

資源エネルギー庁

皆川課長

4. 議 題

（1）使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について

（資源エネルギー庁）

（2）その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、令和7年第9回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日は、青砥参与、岡嶋参与、小笠原参与に御出席いただいています。

本日は3月11日です。2011年3月11日に東京電力福島第一原子力発電所の事故が起りましたが、原子力に関わる全ての方々がこの事故の重大性と地域住民に与えた影響の大きさを決して忘れてはならないと思います。

「原子力利用に関する基本的考え方」には、全ての「原子力利用の基本目標」の筆頭として、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を真摯に学ぶと掲げております。これからも原子力委員会は被災者に寄り添い、廃炉を進めるとともに福島復興につなげるような動きを指し示す羅針盤の役割を果たしてまいります。

それでは、本日の議題ですが、一つ目が使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再

処理等実施中期計画の変更について、二つ目がその他でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(山之内参事官) 一つ目の議題、使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更についてでございます。

こちらは経済産業大臣が使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更について許可するに当たり、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議に鑑み、経済産業大臣より原子力委員会へ意見が求められたことによるものです。

本日は、資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課課長、皆川重治様より御説明いただきます。よろしくをお願いいたします。

(皆川課長) ありがとうございます。資源エネルギー庁、皆川でございます。

本日お時間を頂きまして、ありがとうございます。

初めにこの変更理由でございますけれども、使用済燃料再処理・廃炉推進機構の実施中期計画でございますけれども、先ほど御紹介ございましたとおり再処理等拠出金法制定時の附帯決議に基づきまして、原子力委員会の御意見をお伺いした上で、経済産業大臣が認可することとなっております。3月6日付で同機構より計画の認可申請がございましたので、内容を御説明させていただきます。

それでは、簡単に計画の内容について御説明した上で、機構から伺っております具体的な再処理量の設定の考え方についてポイントを御説明させていただきます。

1でございますけれども、再処理事業については、再処理機構が再処理等拠出金法に基づきまして経済産業大臣の認可を受けた上で、再処理事業者である日本原燃に業務委託をしております。具体的な再処理量につきましては、2025年度は未竣工のためゼロトン、26年度につきましては、26年度中の竣工の後、溶液・廃液処理運転を実施いたしまして、使用済燃料のせん断は行わない予定のためゼロトンとなっております。2027年度の使用済燃料再処理量は70トン、これに伴うプルトニウムの回収量は0.6トンと計画をされてございます。

なお、今年から日本原燃が作成する暫定操業計画は各年度の再処理量を上期と下期に分けて記載するように変更されております。日本原燃からは原子炉等規制法に基づきまして、毎年1月末までに原子力規制委員会へ届け出ている再処理施設の使用計画が法令に定められた様式に従い上期・下期に分けて記載をされているということから、暫定操業計画についても

これと記載ぶりをそろえることとしたというふうに伺ってございます。

続きまして、2でございますけれども、再処理関連加工としてMOX加工の実施時期、場所等について示されてございます。MOX加工に関しましては、2021年6月に再処理機構が経済産業大臣の認可を受けた上で加工事業者である日本原燃と委託契約を締結してございます。具体的な加工量につきましては、2025年、26年度末は未竣工、27年度につきましてもゼロトンとなつてございます。

なお、日本原燃ではMOX工場の竣工後、品質確認試験などを実施しまして、2030年度からMOX燃料の加工を開始する予定としてございます。

3につきましては、再処理に伴い分離された放射性廃棄物及び操業に伴い発生した放射性廃棄物について記載されておりますけれども、こちらは今回変更ございません。

続きまして、再処理量の決定に当たって機構が考慮していますポイントについて御説明いたします。

まず、前提としまして、機構は2018年に決定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」における現在の水準を超えることはない、すなわち2018年の水準を超えることはないという記載を踏まえて計画を策定いたします。その上で、「基本的考え方」にも記載されているとおり、再処理工場ではプルサーマルの実施に必要な量の再処理を行うこととなります。

なお、機構においては再処理から原子炉装荷までのリードタイムを4年間前後と想定しております。したがって、計画策定に当たりましては、装荷までのタイムラグを踏まえた回収と利用のバランスを確認した上で再処理量を算定する必要があるとございます。

日本原燃は暫定操業計画によりますと、竣工後は溶液・廃液処理運転を実施してから使用済燃料のせん断を2027年度から開始するという予定としておりますので、2027年度はこれに伴い0.6トンのプルトニウム回収が予定をされております。これに対しまして、電力会社はプルトニウム利用計画において、現在4基でプルサーマルを実施しておりまして、2025年度以降の3年間の各年度でそれぞれゼロトン、0.7トン、0.7トンの利用を計画してございます。

なお、島根2号機が2024年12月に再稼働いたしましたが、プルトニウム利用計画においてできるだけ早期にプルサーマルを実施できるよう取り組むこととされてございます。

現在、プルサーマルを実施している4基の年間利用目安量は約2.1トンでありまして、電気事業連合会によると、島根2号機でのプルサーマルが実施された後には全体として少な

くとも2.5トン以上の利用可能量となります。

加えまして、電気事業連合会ではプルサーマル計画におきまして2030年度に少なくとも12基でプルサーマルの実施を目指すとしてございまして、今後更にプルトニウムの利用は拡大していくというふうに理解をしております。

この回収されましたプルトニウムは4年前後で利用されると想定しておりますので、2027年度より再処理を行って回収したプルトニウムは2031年度前後より利用が見込まれます。回収と利用の関係につきましては、複数年度で考慮したとしても、中期計画におけるプルトニウム回収量である2027年度の0.6トンを利用可能であるというふうに理解をしております。その上で、中期計画における再処理量は「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」の趣旨を踏まえまして、プルトニウムの保有量が47.3トン、すなわち2017年末の時点でのプルトニウム保有量を超えない量を設定しております。

今回の実施中期計画においては、再処理量は2027年度について70トンを計画値としていると承知しております。日本のプルトニウム保有量は減少傾向でございますけれども、再処理の実施からMOX燃料の装荷までには時間を要するため、プルサーマルの実施に必要な量だけ六ヶ所で再処理を行っても一時的に保有量が増加するということはあるものと考えております。

しかし、いずれにしましても、中長期的には確実に利用可能な数量のみを再処理するというようなこととしてございまして、これにより、こうした考え方の下で核燃料サイクルをしっかりと確立していくというふうな方針で考えてございます。

また、この利用の場面におきましては、各原子力発電所によって定期検査のタイミングが異なることから、実際に毎年保有量の状況や発電所の状況などを勘案しながら、毎年度アップデートしていくということが重要と考えてございます。御説明をいたしました2027年度を含む再来年度以降の最大処理量につきましては、機構において来年度改めて判断の上、計画の申請がなされるものと考えてございます。また、このように新しい計画が申請されましたら、改めまして原子力委員会の皆様へも御説明をさせていただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

(上坂委員長) 説明ありがとうございました。

それでは、今までの説明に対しまして質疑を行いたいと思います。

それでは、直井委員からお願いいたします。

(直井委員) どうも皆川課長、御説明ありがとうございました。

昨年の12月に日本原燃さんが公表された暫定操業計画にのっとった計画の変更であるというふうに理解をいたしました。原燃さんの六ヶ所再処理工場ですとかJ-MOXの竣工時期の見直しに伴いまして、再処理のプルトニウム回収については2027年度から開始、それから、MOX加工については2030年度から開始するという計画に変更されているというふうに承知しております。回収からMOX燃料の加工、装荷までのタイムラグが約4年ということで、早ければ2031年度からJ-MOXで製造されたMOX燃料が国内のプルサーマル炉に装荷されるようになっていくものと考えられます。電気事業者さんのプルトニウム利用計画でも2030年度にはプルサーマル炉で6.6トンのプルトニウム利用を目指すということでしたので、2030年度以降は国内製造MOXと海外製造MOXの本格利用のフェーズに入っていくというふうに考えられます。

1点コメントでございますけれども、プルトニウムの保有量全体として一時的に増加する場合があるとしても、長期的には減らせるような努力を経済産業省さんとしても行っていただきたいというふうに思います。

1点質問ですけれども、六ヶ所の再処理施設、それから、J-MOX燃料加工施設の審査に時間がかかっていて竣工時期の見直しがなされているわけですが、経産省さんから見て、これだけ時間がかかっている理由についてどのようにお考えか教えていただければと思います。

(皆川課長) 直井先生、御指摘ありがとうございます。

前半の御指摘のところ、長期的にというようなところについては、私どもが昨年審議会を行いました際にも委員会からそういった御指摘、見解を頂いているというような趣旨のことも説明をしまして、そういった利用目的のないプルトニウムは持たないというような原則ということもエネルギー基本計画にはっきりと書き込んだ上で、この見解ということもしっかりと重く受け止めて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、御質問の方、六ヶ所の再処理工場、MOX燃料工場の特に時間がかかっているというようなところでございますが、この核燃料サイクルの中核である六ヶ所再処理工場が累次に竣工目標の見直しをしてきているということについては、非常に私どももエネルギー所管として重く受け止めているというようなところでございまして、この点についてもエネルギー基本計画にはっきりと書きました。そして、昨年の8月にこれを延期する際に、これまでの累次に遅れてきたということは何が原因なのかということにつきまして産業界とも相

当議論をしまして、まず日本原燃でそれを分析したところと言いますと、まずは再処理工場というのはいわゆる一品物で、発電所と違って審査前例がないということ、それから、物量が非常に大きいと。単純に規制対象のいわゆる設備数と言いますと、原子力発電所の六、七倍はあるというような固有の難しさがある中で、審査における課題の把握や進捗管理といったところに課題があったというふうに分析をしてございまして、その強い反省の下、一昨年来、電力メーカーで再稼働の審査に対応された方々、この経験者を多数迎え入れて体制の抜本強化をまず図ってきたと。

その上で、昨年8月の竣工目標の見直しに当たりましては、こういった方々の指導、協力を得て、残る課題の審査上の課題について徹底的に洗い出しを進めまして、その審査対応にあたっての所要期間を精緻に積み上げるということ、また、新しい課題としまして原子力規制委員会に対しまして、審査の際の説明の全体計画というものをつくって、そして、この論点や審査の進め方についての共通の認識を持ちながら、計画的に審査の対応を進めていくというような形の対応を始めたということだと承知をしております。

この六ヶ所とMOX工場の両工場の竣工というのは、核燃料サイクルの確立という基本方針を実現していく上で必ず成し遂げるべき重要課題だというふうに考えてございまして、この審査の対応につきましては、資源エネルギー庁、経済産業省としましても、日本原燃及び産業界全体に対しまして新たな竣工目標に向けて実効性ある進捗管理をしっかり徹底していきましょうというようなことで、一緒に官民一体で責任持って考えていきたいと思いますということを申し上げ、また、我々も一緒に考えて実行していくところでございます。

先ほど全体計画というような形で進捗管理の物差しをつくったと。それを今度は使用済燃料対策推進協議会という枠組み、こちらのもとの幹事会というのを四半期に一度これからもやっていこうということで、そこの中でこの物差しをベースに進捗が審査対応、説明の進捗というのが実際どこまでいっているのか、そして、それに対してもしも課題が出てきたならば、各産業界全体、いわゆる各電力まで含めてどういった人材が必要なのか、更なる人材補強が必要なのかというようなところの議論も機動的にやっていくというようなことで、しっかりと進捗の管理ということを官民一体でやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

(直井委員) どうもありがとうございました。私からは以上です。

(上坂委員長) それでは、岡田委員、よろしくお願いします。

(岡田委員) 御説明ありがとうございます。

私の方からは、日本は利用目的のないプルトニウムは持たないという原則の下、再処理の事業の安全の確保を最優先にし、着実かつ効率的に進めていくということですが、このプルトニウムの利用ということで、プルトニウムというのは使用済燃料の中に含まれているプルトニウムはプルトニウムとして扱わないというところが国民にとってはよく分からないのではないかと思いますので、どこからプルトニウムと扱われるのかというところを説明していただきたいと思います。

(皆川課長) 岡田先生、御指摘ありがとうございます。

私どものところでプルトニウムの本数というのを計算する際には、せん断を行って再処理工場で溶解するというようなことからプルトニウムの本数というのを計上するという形にしてございまして、また、MOX燃料にしてそれを装荷するということになりますと、そこでプルトニウムを消費したというような考え方にしています。

これのもとになるのは、私どもの理解としましては、使用済燃料というのはなかなか取扱いにも注意が必要で、線量発熱もありまして、これは取扱いに非常に注意が必要だというようなものである中で、やはり核不拡散、核拡散抵抗性という意味で言うと、使用済燃料という状態は一定程度抵抗性が高いと。一方で、それを何らか溶解して物質として取り出すというようなところになると、とりわけそこは核不拡散上の注意が必要というようなところで、ここで本数を計上するようになっていくというような整理だというふうに承知をしております。

(岡田委員) ありがとうございます。

そこで、日本はMOX燃料を燃料として使って電力に貢献していくということで今後も進めていくのだと思うのですが、プルサーマル炉というのは今4基と思うのですが、今後増やしていくという方向になるのではないかと思います。ちょっと国民に分かりづらいのは、MOX燃料を今の原子炉にそのまま装荷できるのかどうかというところの説明をしていただきたいのですが、よろしくお願いします。

(皆川課長) 御質問の点でございますけれども、MOX燃料につきましては、炉心の中の一定の範囲であれば、例えば3分の1とかそういう範囲であれば設備の改造等ということは必要なく炉心に装荷できるというのがこれまでのプルサーマルでの範囲かと考えてございます。

そのプルサーマルを行うためにMOX燃料を装荷するということになりますと、これは当然ながらいわゆる安全性に関する規制基準をクリアしていないといけないというようなことで、ここは原子力規制委員会、規制庁さんの所掌になりますけれども、炉規法に基づく審査

というものの、適合性審査ということを受けて、そこをクリアしなければこれは当然MOX燃料を使ってプルサーマルということはできないというものでございますけれども、過去これの許認可を得てプルサーマルを行っている炉では、おおむね3分の1の範囲内のところでいうと、特に設備等の改造、そのまま今までのプラントで利用できるというようなことかと承知をしてございます。

(岡田委員) 分かりました。今後、住民の理解が進むためにはその辺も丁寧に説明をしていくことによって、国民の理解が得られるのではないかと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。

(皆川課長) ありがとうございます。丁寧に説明してまいりたいと思います。

(上坂委員長) それでは、青砥参与から御意見を頂ければと思います。よろしくお願いします。

(青砥参与)

使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再処理等実施中期計画について、丁寧に説明いただきまして、ありがとうございます。

内容的には、先日関連する電気事業者のプルトニウム利用計画や、あるいは原燃の暫定操業計画について説明を受けておりまして、既に原子力規制委員会からも見解を出されていて、その内容に矛盾もしていませんし、改めてコメントや質問するということはありません。むしろ、それが特に原燃の暫定操業計画策定において機構側がどう関与していると承知されているのか。その上で今回のような変更があった場合の評価・判断はどうされているのかについて、御省として把握されているのであれば、その辺りの説明を少し追加していただきたい。

特に課長がおっしゃったように、来年度以降また少し変われば、判断をした上で中期計画変更の説明があるということでしたが、その辺りも含めて判断という評価の仕方について、説明いただきたいと思います。

(皆川課長) 青砥参与御指摘のところの暫定操業計画のところでございますが、この暫定操業計画は私の理解するところ、機構からの求めに応じて原燃がつくるものでございまして、まずは、原燃は機構から何かを求める、作成してくださいということ以外に何らかの条件をつけるということではなく、まずは技術的にどのような運転になるのかというような日本原燃の技術的な要素というのを判断、原燃がまずは作成すると。そして、それと電気事業者が出てくるプルトニウムの利用計画と照らし合わせて、それで原燃の暫定操業計画をプルトニウムバランスの観点から何らかの調整が要るかどうかということ判断し、そして、この点について特に調整は必要ないということになりますと、暫定操業計画のとおり操業していいで

すよというような形になる、そういうような判断のフローかというふうに承知をしてございます。そういった形でお答えになっていますでしょうか。

(青砥参与) 十分説明になっております。要はキャッチボールのやり取りというか、利用計画そのものの自体について技術的な面は原燃が見るところ、全体としての調整判断は機構が見るところ、そのように理解しました。ありがとうございます。

(皆川課長) 御指摘のとおりです。ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、岡嶋参与から御意見を頂ければと思います。

(岡嶋参与) 皆川課長、どうも御説明ありがとうございました。

私の方も今、青砥参与がおっしゃられたように、これまでの委員会において電気事業者等からの説明を受けたりしておりますので、数量的なバランスという点では理解していると思っております。今回出された計画は、結果的に言うと再処理工場、すなわち原燃の方で12月のたしか中旬以降だったところに作成された計画に、電気事業者全体としてのプルトニウムの利用計画が2月に公開されたと思います。それらを加味した結果、今このタイミングで出されたんだろうというふうに推測します。

次年度もこのタイミング程度で、またもし修正があれば見直されたものを出されるのかと予測しております。予定どおりこの計画が進んでいくことを私は願っているというところで、核燃料サイクルの確立に少しでも近づいていただければと思いますので、よろしくお願いします。

私からのコメントは以上です。

(上坂委員長) それでは、小笠原参与から御意見いただければと思います。

(小笠原参与) ありがとうございます。

私もこれまでこの委員会で伺ってきた御説明と今回の中期計画は整合が取れているものというふうに理解いたします。

その上でちょっと確認なんですけれども、中期計画の3のところ、その他再処理等の実施に関することにおいて、海外から返還された放射性廃棄物についての記述がございます。特に二つ目のパラグラフの第2文ですけれども、「今後返還される廃棄物についても、同施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理する」という記述がございます。今、国際情勢を見ますと、これまで当然視されてきた様々な安全面が必ずしもそうと言えなくなり、また、国際社会も分断を深めています。今後返還される廃棄物の国際輸送というものの、この過程では核セキュリティ上のいろいろ脆弱性も出てくるのではないかと思います。

ますけれども、そこはどういうふうに手当されているのかについて、この御説明を読んでいて疑問が湧きました。

これは必ずしも使用済燃料再処理・廃炉推進機構の任務じゃないのかもしれませんが、お答えを用意されていなくても仕方がないと思いますが、分かる範囲で今後の予定されている海外で保有されている廃棄物等の返還あるいはこちらから持っていくための国際輸送、これはどなたが責任を持ってなさるのか、また、核物質防護条約等のいろいろな国際約束もございまして、こういった内外の法令等に準じて行われるのかについて、もしこの場でお分かりでしたら参考に伺わせてください。

(皆川課長) 御指摘の輸送に関する安全セキュリティの確保でございますけれども、こちらは当然ながら一義的な責任を持つものは、事業者がしっかりと責任を持ってやるということは当然でございますが、それを担保するためのいわゆる枠組みでございますが、海外等の海路輸送のところにつきましては、一義的には国交省さんが担当省庁でいらっしゃるもので、私の知る限りでございますけれども、I A E Aの輸送規則が最上位にあり、これを各国で取り込むような形でそれぞれ法規制を整理するというような体系で、国内で言いますと、船舶安全法の危険物輸送規則であったかと思いますが、その法令に従いましてどのような船で輸送し、どのようなキャスクで輸送するのかという輸送容器などについて国交省さんで必要な審査が行われて、それに基づいて設計、荷積み、輸送などが行われているというふうに理解をしております。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べさせていただきます。

まず、N u R Oのガバナンスについてなのですが、廃炉推進業務を追加して1期目の中期計画の変更となります。N u R Oにおける再処理事業において、事業内容や原燃との役割分担、それから、事業の効率性に影響はないのでしょうか。まず1点、お願いします。

(皆川課長) ありがとうございます。

今の御質問でいうと、廃炉等の業務が追加されてということで、廃炉というようなところの業務の追加につきましては、いわゆる廃炉を今後しっかりと資金をきちんと確保しつつ全国的に効率的に進めていこうと。これにつきましては、ある意味日本原燃が行っている再処理というようなことの現場のシナジーというよりは、これをスキームとして資金を管理し、全体をコーディネートするというようないわゆる事務方のマネジメントの形、この法律の目指すところの形が再処理と廃炉ということは似ているというようなところで、そのシナジーを効かせるというような意味でもこの団体に業務を追加したというところでありまして、当

然ながら新しい業務を行うという際につきまして、ちょっと具体的な人数は手元にございませんけれども、当然ながら必要な人員手当をしまして、しっかりと中に組織もつくって実施をしておりますので、この再処理というものには影響を与えるというようなものではありませんで、全体としてその共通的に資金の管理の仕方、また、全体のコーディネーションの仕方といったところにつきましては、うまく中でシナジーを効かせながらやっていこうというようなところで、まずはスタートしたところというところがございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

次ですけれども、資料1-1の6ページにあるプルトニウム利用計画の表ですが、これを見て、一番下の電源開発の大間原子力発電所の年間利用目安量が約1.7トンと大きいということです。この将来の重要性は高まると思います。その点で電源開発者の発電炉の持つ電力会社からの経験の共有は貴重かと思うのですね。それで、こうした電源開発への支援の計画の見込みはいかがでございましょうか。

(皆川課長) ありがとうございます。

電源開発につきまして、今は原子力規制委員会で稼働に向けた審査というものが進められている状況でありまして、いわゆる今地盤側の審査というようなところで、順次進捗をしてくているというようなことで、まずは電源開発さんとしてもそこで一定程度見えてきた敷地内での工事など、着手できるところは早期に着手をしながら、この工事完了目標というところに向かってしっかりと進めていくというような方針を打ち出されています。

これに加えて、先ほど委員長から御指摘のありましたように、基本的にはBWRでございまして、先行の審査での論点など、そういうことをしっかりと反映していくということがプラントの審査においても、安全をしっかりと確保しながら効率的に進めていくという意味では非常に重要だというようなことで、電気事業者の中でも電気事業連合会再稼働タスクフォースというものを立てて、こういった知見の共有、いわゆる人材の融通というようなことを調節するような組織がございますけれども、そういったところでしっかりと先行知見を共有する形で効率的に進めていくというようなことで、しっかりと安全を確保しつつ早期の工事完了ということを目指していく方針だと伺ってございます。

(上坂委員長) よろしくをお願いします。

それから、これは私から最後なのですが、先日閣議決定された第7次エネルギー基本計画の中で、事業者間のプルトニウム利用の調整の仕組みで国の関与する枠組みを検討するという記載がございました。プルトニウム消費を円滑に進める上では大変重要な取組かと思いま

す。今後どのように進めていくのか、具体的に今後の検討されるものではないかと思いますが、何か検討されていることがあれば教えていただければと存じます。よろしくお願いします。

(皆川課長) ありがとうございます。

御指摘のとおり、まさにこれは閣議決定されたばかりでございますので、今後の検討でございますけれども、審議会の議論の中で申し上げますと、まず原子力委員会で昨年もいただきました中長期的にはしっかりと減らしていくというような見通しを示されることが重要であるというような御見解があったというようなことも紹介しつつ、一方で、六ヶ所再処理工場が稼働していく中で、同工場で取り出されたプルトニウムを着実に利用していくことで資源の有効利用であるとか廃棄物の有害度の低減であるといった核燃料サイクルの効果を最大限発揮できるように実効的に回していくための仕組みが必要だというようなことで、その中で一つ課題としてあるのは、これまでも再稼働、プルサーマル推進というようなところ、また、地元にご理解を頂けるような取組というようなこともやってまいりましたけれども、当面の間で言うと、事業者間でプルサーマル可能な原子力発電所の数にやはり差があるというようなところもあり、そういったところを考えますと、事業者間での連携調整機能というところを強化していくと。そこを事業者任せだけでなく、国全体としても適切な形になっているかというようなことを国が例えば何らかの形で確認するとか、そういった調整の機能の強化というのが必要なのではないかというような議論でございました。ちょっとこういった議論なんかを踏まえまして、閣議決定されたところでございますので、今後具体化に向けて検討を深めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

それでは、本件につきまして本日御説明いただいた内容を踏まえて、次回以降、原子力委員会としての意見を述べさせていただきたいと思います。

議題1は以上でございます。

それでは、説明者におかれましては御退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(皆川課長) どうもありがとうございました。

(説明者 退室)

(上坂委員長) 次に、議題2について事務局から説明をお願いいたします。

(山之内参事官) 今後の会議予定について御案内いたします。

次回の定例会議は、日時、令和7年3月18日14時、場所、中央合同庁舎8号館6階623会議室、議題については調整中であり、原子力委員会ホームページなどによりお知らせさせていただければと思います。

以上でございます。

(上坂委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言はございますでしょうか。

では、御発言ないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

—了—